公的研究費の適正使用に関する理解度チェック用紙

所属　　氏名

以下の設問について、その理解が正しい場合は「○」、間違っている場合は「×」で回答してください。

	設　　問	回　答
問1	研究活動の不正行為のうち、データ・研究結果等の捏造、・改ざん、・盗用は、特定不正行為として重大な研究不正行為である。	
問2	論文でのデータの整合性をみせかけるために、仮説と大きく異なるデータは、あらかじめ省いても構わない。	
問3	語尾を少し変えれば別の文章と言えるため、他人の論文から引用したことを特に明示しなくてもよい。	
問4	研究費を寄付してくれた企業に配慮し、その企業が扱い製品に都合の良いデータだけを選んで論文を作成した。	
問5	利益相反状態の開示義務として、研究者は「経済的な利益関係」について、毎年、定期的に COI 管理委員会に自己申告しなければならない。また利益相反状態が生じた場合は、その都度 COI 管理委員会に自己申告しなければならない。	
問6	私的流用ではなく研究活動の為ならば、業者に架空または過大な請求により資金を預け、次年度以降の研究活動の用途に活用することは問題ない。	
問7	研究協力者の勤務時間を水増しし、謝金を多く支出させ、実際の勤務時間との差額を研究者へ還流させることは、研究費の不正使用である。	
問8	当初の計画より研究が進展したため、研究費が不足した。そのため発注物品の納品書の日付を書き換え、翌年度の研究費で支払うことにした。	
問9	研究が計画通りに進捗せずに、最終的に研究費が余ってしまう場合には、国庫に返金するべきである。	
問10	他の研究費で旅費を精算したが、領収書が手元にあれば公的研究費からも同旅費を精算することができる。	